

近代所有権と従属労働

(その三) 所有権の歴史性

B 原始コンミュニズム

(労働法意識序説第八部)

宇 田 喟 郎

(教育学部・法律学研究室)

Modern Property and Dependent Labour

III. On the Historical Character of Property

B Primitive Communism

(Consciousness of the Real Nature of Labour Law. Part 8.)

by Ziro UDA

(Juristical Seminar, Education Faculty, Kochi University)

本稿の趣旨

前稿においては、「所有権の歴史性」の考察に入るに当り、先づ一応社会経済的構成なる概念の説明を試みたが、本稿以下においては、そこに明らかにされたる各時代区分とその区分の指標とに従いつつ、しばらく、各社会経済構造の質的特徴

につき概説し、もってそこから所有権の歴史性をばうかがいたく思うのであって、本稿はその第一期に当る原始共産社会を主題として扱うものである。

原始コンミュニズム——その研究が人口に膾炙しおるモルガンの大著「古代社会」⁽¹⁾により一大進歩をもたらされたるものなることは今更多言を要せざるところである。原始共産社会はモルガンによれば、歴史的知識に先行する、人類文化史の極めて長期の全過去を包括する人類社会の発展形態——社会経済的構成に属するところのものである。而も彼によれば原始共産主義は、単なる個別なる何等かの人種または大陸の「民族的特性」にあらずして、一般的定則とされ、これが至当な

る文化発展の土台に据えられたるものなのであって、かくて、それは人類社会発展の揺籃であり、文化発展の一定高度における人類社会の一般的典型的なる形態であるという結論が示されたのである。⁽²⁾

さもあれ然らば原始共産社会という社会構造の質的特徴即ちそこにおける、生産手段に対する人間労働力の社会的関係は如何なるものなるか、この時代の社会経済関係の発展形態の概観を通して以下これに関する素描を試みよう。

(1) Lewis H. Morgan; Ancient Society——Researches in the Lines of Human Progress from Savagery through Barbarism to Civilization (1877), 邦訳, 昭和8年8月成光館刊, 山本三吾氏訳書「モルガン・古代社会」。

マルクスの「遺言の執行」として書かれたる、エンゲルスの「家族、私有財産並びに国家の起源」(Friedrich Engels; Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates.)が本書の研究の成果を基礎としたるものであり(1884年初版への序文参照, 社会書房1948年刊, 水野不二夫氏訳書5頁以下), 本書が人類文化史の研究上劃期的に重要な役割を果たしたるものなることはここに諱々を要しなく、本稿も主

としてこの両書によりたることを附言しておく。

モルガンは人も知る如く、ニューヨーク州におけるインディアンのイロクォイ族の間にその生涯の大部分を送り、この原始的狩猟民族の事情の徹底的なる研究の成果と他の原始的民族より獲得されたる諸事実との比較検討によりて、人類の社会的存在のこの長期の薄明期の発展形態に関する大規模なる新理論を編出したものであるが、何としても彼の業績中根本的なものは、彼が有史以前の文化史に対して「科学的秩序」をもたらしたる最初の人間であり、文化史発展の根底的原動力を抽出したる点に存することはいうをまたない。モルガンはそれまで単に消極的概念と見做されたる「野蛮」、【未開】、【文明】なる「称呼」に対し、初めて積極的内容を賦与することによりて、これをば正確なる科学的概念たらしめ、且つこれを科学的研究の道具として使用したのである。而して彼の使用したるこの三個の概念は一定の物質的特徴をもって相互に区別されるところの文化発展の三つの「区切り」を示すものであるが、それらはまた各々、下、中、上の三級に分かれ、その間の区別の規準を成すものは、尚矢張り、文化の具体的な一定の成果及び進歩なのであって、エンゲルスの前記著書がモルガンのこの区別を採用したるものなることは、これまた周知のことに属する（モルガン、前掲第1編第1章、前掲訳書上巻12頁以下参照、エンゲルス前掲書第1章、前掲訳書27頁以下参照）。

モルガンの第二の大功績は、いうまでもなく、原始社会の家族関係→氏族団体に關する余蘊なき研究を示したることであり、彼が、国際的な大規模の資料に基づき、原始社会の最低度の家族形態より、今日の國家により認許される婚姻に至るまでの家族の発達形態の順列、階梯に關する科学的思想的なる基礎確立を成し遂げたことは、彼の社会科学への不朽の貢献たるを失わぬとされるのである。——本稿の以下における、氏族共同体に關する部分は彼及び彼によるエンゲルスの前掲著書に基本的には依拠したのであるが、家族、氏族団体の本体、その形成過程、その経済的発展との関係等については本稿自体の直接関知せざるところなるが故に、これらの事柄については両書を参照されたい。

(2) 然るに本文に示したる如きモルガンの学説に対しては、いわゆるモルガン・マルクス廃棄者と呼ばれる社会学者、経済学者（リップルト、シユタルト、ビュヒャー、シユタルケ、ウェスターマルク、グローセ等）の熱心なる反対が存する。例えば「人類の社会は漸じて共有を以て始まったのではなく、私有を以て始まった」となし、この見地から出発して「原始史に遡れば遡れる程『個人的所有』を伴へる『個人』が専ら全能的に支配している」ということを証明しようとする。よって、モルガンが、本文に示したる如く、その発展が測るべからざる長期間に亘って伴ったところの経済関係の形態であり、而してこの形態は後述する様に、文明期の開始とともに初めて崩壊して私有財産制度と代るものとする、モルガン＝マルクスの「歴史の遠近法」を顛倒せしめる者（エルスト・グローセ）や、また、インディアンの社会の中に、原始共産主義に反対する証拠を見出さうと欲して「こういう段階においては、老いたる時代人が若き時代人の生活の支度のために、まだ心を勞する反対が少ないのは当然である。インディアンはすでに原始人からは遙かに遠ざかっている。人類は道具を有するようになると同時に、所有の概念を有するが、但しこの概念は道具の上のみ限られている。そういう概念をすでにインディアンは最低の段階において有している。但しこの原始的所有には一切の共産主義的特徴が欠けている。発展はその反対の方向に始まっているのである。」となしなが、原始狩猟民族の間における支配的なものとして、ただ無規律と無思慮のみを指摘し、一般に生産の共同的規定並びに“全体”や“将来”のための「配慮」が一切行われおらざることを主張する者（リップルト）等が見られるのである（ローザ・ルクセンブルグ「経済学入門」第2章第2節及び3節による、岩波文庫版、佐野文雄史訳146、178頁、142～3頁、「」内の用語及び傍点は訳文の通り）。

尚この点については Max Weber も、原始的農業制度の問題については、土地の専有の意味におけるのみならず、経営面における農業共産制が経済発展の発端に立つという理論は何ら論証されぬがさりとて始原的には共産主義的に経営されなかつたということも論断されず、この点に關する諸見解は「峻烈に相對峙」すると述べ（Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial- und wirtschaftsgeschichte, aus den nachgelassenen Vorlesungen herausgeben von Prof. S. Hellmann und Dr. M. Palyi, 2te Auflage, München und Leipzig 1924; 邦訳 黒正敏、青山秀夫氏共訳「マックス・ウェーバー、一般社会経済史要論」上巻95頁）、他の著書（Römische Agrargeschichte, S. 82. ff.）においては、イタリア人の耕作は本来共産的ならず個人的なりしことを主張するが（尚前掲黒正氏等訳書、129～30頁参照）、わが井上智男氏もモムゼン（Theodor Mommsen [1817～1903]）説を詳細に批判しながら、ローマ人の原初的な社会は所謂原始共産社会にはあらず逆に私有財産社会（土地私有の社会）たりしこと（この意味においてローマ社会が土地共有から土地私有社会へ転換したとすることを否定される）を主張されて、ウェーバーのこの見解がローマの原初的な形態の正当なる把握をなすものとされる（同氏著ローマ経済史研究157頁以下参照）。

二

生産要具の生産利用による自然に対する人間の能動的働きかけは人類の自然に対する闘争の第一歩であり、自然への働きかけによる自己必要の充足という意識的活動——行為における予定と計画

の出現——、原始共産社会はかかる人類の発展段階とともに出発する。野蛮時代においては、人類の使用したる生産要具は極めて幼稚であり、従ってそこにおいては、生産力、労働の生産性はとも

に正に原始的水準にありたることはいうをまたぬ。かかる状態においては、労働は尙未だ分化するの必要は生じなく、野獸その他外部の脅威に対する防禦・闘争、他面、生活資料の獲得殊にある種の食物の獲得のためには、単独による自己生存は到底不可能であり、すべて集団的方法によらねばならず、数人の者が力を合せるという単純共同労働——協業の原始的萌芽が存在したるにすぎない。

かように個人単位にあらず、すべて生活経営、防禦の集団的共同処理なるものは、当然にその共同的行動の成果の共産主義的分配を結果する。かくてかかる共産的に結合せる社会的生産力を中核として若干の社会群がそこに存在する。即ち一切の生産手段は最初はこの群団（ホルド Horde）なる共同体により所有されたのである。

而して群相互間の競争はまた原始社会における生産力発展の一つの重大なる要因をなす。原始社会における人間の対自然闘争・生産力発展への驅使をなさしめたものは何よりも先づ自己の欲望充足の欲求であり、これがための諸手段の生産こそがこの時代の生産力昂進の決定的要因を成すものであって、この生産力——生産手段をば中心に人間群は対自然闘争を通して不安定群より安定群へと漸次凝固し始める。かくて端緒の人間集団の時期を経て人類は次第に蒙昧の中期より家族＝氏族共同体をば形成し行く。家族・氏族制なるものは野蛮下期において全盛時代を現出するが、この家族＝氏族の關係は原初的には右の人間群を中心に形成され、それは原始共産社会における発展の歴史において重大なる役割を果すものである。

思うに一定の歴史的時代、一定の国土における社会的秩序は生産の基底を成す二つの態様即ち労働の発展段階と家族の発展段階とにより制約される。労働——生産要具の生産——生産物の量的關係——生産力水準——の低劣の度合は社会組織に対する血縁關係の支配的影響を規定する。原始社会における生産關係の発展は、この意味において家族關係の発展の程度に相応するものである。前示の協業の原始的萌芽の時期は性的自由、乱婚の時期であり、尙血縁＝家族關係は極めて薄弱なる状態にあるが、労働要具の改良発達につれ、原始

的人間群の凝固、血縁による家族關係の形成が開始される。かくて自然發生的なる協業は後にも述べる如く意識的なる協業となり、更に年令、性別による分業（分業の原始的萌芽）の発生とともに氏族關係の社会秩序中における支配的影響力は増大するのである。——家族＝氏族關係の発生はまた交換の原始的発生の要因でもあり、個々の家族＝氏族集団内部の需要に対する生産物の余剰は他の集団の同様な余剰と交換される。たゞ然しこの交換は尙萌芽的且つ極めて偶然的現象に止まり而もそれは全く集団相互間のものとしては、個々の成員の触れるところではなかった。——要せば単純協業——多数労働力の結合は社会的生産力の発展の促進助長を行い、人間群は一つの目的意識的集団へと発展し、かくて家族血縁關係は社会生活の支配的関係となり行くのである。

そも、家族とは血縁的、地縁的なる要素をもって構成されたる人間の生産単位であり、婚姻を中心として結成されたる諸血族であるが、この家族が全經濟行為の単位をなし、それは家族共同体を構成し、これが当時の法律の行政単位をなしたるものようである。そこにおける生産消費の基礎は「共同」であり、耕作、土地占有はもとより生産物分配も成員の共同処理に委されいた。氏族（*Sippe, gens*）なるものは、一面において、かかる家族の政治的拡大発展による社会構成体であり、他面においては、古代家族と古代国家との中間を占める過渡的段階にあるところのものとして、それは民族のすべての社会的生活の基礎をなすものであった。即ち氏族団体はそれ自身古代家族を中核体として構成されたる政治社会であり、その成立基盤は家族にある。⁽¹⁾ 古代ギリシヤ人、ローマ人の歴史は、彼等の間に古くより氏族が社会的集団として、經濟的単位体として、法制体として更に宗教的禮拜の団體として、最大の役割を果したることを示した。そこにおいて、共同の家政の共産的經營、貧富、怠け者・労働者、主人・従僕等の無區別、かくてすべての公共事務の自由選挙と全員の決定とによる処理が見られたることは、あらゆる民族の共通に通過したる事情であった。モルガンによれば、アメリカ・インディアン⁽²⁾の氏族組織にありては、氏族成員のすべては自由

入として、名人平等の人身的権利を有し、彼等は血縁により結合される一個の友愛団体を形成するものであって、自由、平等、友愛は——そういう言葉には要約されるものではないが（註(7)参照）——氏族の基本原則であるが、氏族は依然尙全社会的体制の単位であり、組織されたるインディアン社会の基礎であった。（註(7)参照）。

このように原始民族の生活における親族関係の果す役割は大であり、その民族の経済的及び社会的関係及び觀念をそれだけ支配するところに氏族組織の基本的性質が表示される。⁽³⁾これを具体的に経済的關係につき見るに、氏族においては、生産分配は常に共同的に処理され、家屋の建築は共同的集团的労働により、共同経済の産物は「共同倉庫」に收容され、一切の需要はそこから支弁される。⁽⁴⁾氏族社会における農業生産關係につきこれを見るも、生産体系より消費体系に至るまですべて共同処理の原則が農業共產体を支配し、そこにおいては、土地は本来的には原始共產社会の諸關係より発展したるものとして共同的所有であり独り農耕地のみにあらずして、沼沢地、森林、牧地も各成員の平等なる権利に基づく共同使用に委ねられ、⁽⁵⁾後に農耕地は各家族に分割され、持分地を有することとなりたる場合においても、それは各家族の私有財産にはあらず、一時的使用に委ねられたるものであり、この土地分割権は選出されたる氏族の長これをば行使したるものである。

右に述べた様に、原始共產社会——氏族制においては「分散」や「分立」経済にはあらずして、嚴格に規定されたる経済的共同社会の存在を見る。そこでは最初はいかなれば、「如何なる氏族の一員と雖も、共同処屬地のかくかくの部分か、自分の所有に属するということは愚か、一時的使用のためにのみ自己に属するということすらも証明することはできぬ」次第である。まことにこの時代にありては、一切の生産手段は共同体の所有に属し、私有財産は、従ってまた階級も存在することはない。生産關係——生産手段に対する人間勞

働力の社会的關係——としては、支配する者と労働する者との間における階級分裂は何等知られざることが理解されるわけである。

モルガンは前掲書第4編「財産觀念の発達」第1章「相続の三規定」において次の様にいう。⁽⁶⁾——先づ「野蛮状態における財産」につき、——「野蛮時代の財産はさきやかなものであった。その価値、その希求、その相続に関する彼等の觀念は、微弱なものであった。」従って「それを所有しようとする欲求が彼等の心意中に起ることは殆んどなかった。蓋し物そのものが殆んど存在しなかつたからである。……未だ殆んど財産の題目とならなかつた土地は、部族によって共有されていた一方、共同家屋もその居住者によって共同に所有されていた。」次いで「未開中位状態における財産」につき彼の述べるところは次の様である。——この期に入るや、個人財産の増加、人々の土地に対する關係につき或る変化の生じたることを指摘したる後、「領土的支配は未だこれを共有する部族に属し」たが、然しその一部は今や分割され、「生活資料を得ていた部分は、數氏族もしくは同一部落（上巻 311 頁参照）に居住していた人々の協同体に分割された。」然るに依然それは「共有」であり、「或る個人が彼自身の権利において土地もしくは家屋を所有し、その欲する者には何人を問はず、無条件でこれを売却、譲渡すべき権能を有するということは、単に確認されていなかったばかりではなく、信ぜられないことであつた。氏族もしくは人々の協同体による彼等の土地共有様式、彼等の共同家屋及び親類家族によるそれらの占有様式は、家屋及び土地の個人的所有を不可ならしめたのである。かかる土地や家屋における利益を売却し、またこれらを異氏族人に譲渡する権利は、彼等の生活様式を破壊したであらう。……共同長屋及び共有地は、個人的所有に反対する生活様式を示すものである。」

またモルガンによれば、その「権利義務」の内容が私法的身分的、財産的、宗教的政治的において、「共同」、「共有」の關係にありたるものが、ローマの氏族を特徴づける、とされる。⁽⁹⁾

(1) 氏族及び氏族員についてのローマ人の定義につき、モルガン前掲書第2編第11章参照、前掲訳書下巻12頁。ウェーバー(Max Weber)によれば、氏族 Sippe という言葉は「氏族關係」「Blutsverwandtschaft」を意味するがこの命題は、氏族が血縁団体であるという主張を意味するものにあらず氏族構成員の間の關係はいわゆる「血縁關係」であるというに止まるのであって、彼は氏族をもって、一般的に拡大(または分散)されたる家族共同体と考え、或は家族共同体の上位におき、家族共同体の統一体としての社会構成体として理解

することは許されない、とする(Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der Sozialökonomik, Adt. III 1te Aufl 1921, S 201; 前掲黒正氏等共訳書 上巻 123 頁参照)。

(2) モルガンによれば、人類の経験したる政府類型の二態様の中、氏族を基礎とする社会的組織は古代社会に、領土及び財産を基礎とする政治組織(civitas)(Political organization)は近代社会に属し、前者は人類最古の政府類型として未開時代の第三期を経て政治的社会的建設されるまで継続するところの、即ち地域的國家の形成以前における人類特有の社会形態であって、それは古代社会を組織し結合せしめたる「要具」であり、古代世界全体はこれにより一貫され、普遍的にこの類型に従いたるものとされる(前掲書第2編第2章、前掲訳書上巻92頁以下)。要するにモルガンや H. Mainé の根本的立場は、未開社会は親族関係に基づく人間関係より成る政治制度、法的秩序により支配されると主張する点に存するが、この定説に対する異論の存することに關しては次註及び註(7)参照。

(3) モルガンの学説に反対し、この氏族組織の重要性をば可及的に否定せんとするエルンスト・グローセの展開する、氏族団体の「取扱い方」に關する批判につき、ローザ・ルクセンブルグ「経済学入門」第2章第2節参照、前掲訳書 155 頁以下、146 頁以下。尚また註(7)を参照されたい。

また、未開人の社会構造は血縁関係のみに依存するとなす前示モルガン説に対するリップス(J. E. Lips)やロウィー(R. H. Lowie)等の反対乃至批判につき、杉浦健一氏の紹介するところ参照(同氏著「未開社会における法」第6章、日本評論社版、法学理論篇21)。

(4) この点に關する、アメリカ野蛮民族の生活状態につき、ローザ・ルクセンブルグ前掲書第2章第3節参照、前掲訳書 177 頁。

(5) 氏族制度下の農業生産はいわゆる「三圃農法」によつたが、かかる生産方式の下においては単独の行為は不可能であり、すべては共同労働により処理されたのである。三圃農法については、昭和21年解放社刊、秦玄龍氏著「社会経済史概論」18~20頁参照。

(6) 19世紀インド氏族共同体に關するイギリス枢密院の報告文、ローザ・ルクセンブルグ前掲書第2章第1節、前掲訳書 122 頁、尚 123 頁参照。

(7) 原始コンミュニズムは実際においては、文明國において一般妥当性を有する人類の一般的平等及び自由という原則とは全く無関係であり、当時の平等及び連帯は、只々共通の血縁の伝統及び生産手段の共有より生じたものであり、従つて権利の平等と利害は、この血縁と共有の及ぶ範囲と相敵うものであったといふべく、換言すれば、その社会構造の根底をなすものは、今日の平等自由という抽象的原則の遵奉にあらず、人類文化の発達の低位、外部的自然に対する人類の無援という「金剛不壊」の必然なのであって、これが人類の団体への結合と計画的統一的動作の実行とを絶対的存立条件として強要したるものといふべきが、蓋し正当ではあるまいか(ローザ・ルクセンブルグ前掲書第3章第1節による、前掲訳書 206~7頁)。

尤も本文に示されたる如き、モルガン(など)に強く現われたる原始民主主義説(モルガン前掲書第2編第2章参照、前掲訳書上巻92頁以下)に対しては、それは、血縁関係のみにて構成される未開社会の集団の成員は、生得権によりて決定されたる同質のものとする原子的聚合(atomistic aggregate — 前示ロウィーが Primitive Society, 1920, 中においてモルガンの原始民主主義説を批判したる言葉)説であつて、これは氏族の単一性を強く主張し、そのみが権利義務の負担者であるとする見解にすぎない、という。機能主義学派の文化人類学者による批判が存するのであつて、これら諸学者は研究の結果、未開社会における氏族団体の重要な役割は認められるが、氏族が社会生活全体を支配する唯一の基本的構造なりや否やは問題とされ、原子的聚合として単一性をもつ氏族なるものは考えざるものとなり、それを「法の支持者」と見るは困難となすようである(杉浦氏前掲書 28 頁による、尚同書第1章参照)。——尚未開社会における「法」観念についてはハートランド(E. S. Hartland, Primitive Law, 1924)が「未開社会では法と道徳、宗教、医術、芸術との區別はできない。これらのすべては社会的、精神的構造物の一部をなすもので、それを支配、拘束する伝統は全く同一である。……」(杉浦氏前掲書 25 頁による)と主張するが一応注目を引くのである。

(8) 前掲書第4編第1章、前掲訳書下巻 404, 415~6 頁、「」内用語は訳文通り。

(9) 前掲書第2編第11章、前掲訳書下巻 16 頁以下。

三

生産力のその後の成長が一方において分業の過程を基礎として展開され、その分業の初発の形態が性別及び年令別の分業なることは前述したが、それと並びて野蠻の中期に至り、生産力発展(牧畜、農業、家内手工業の生産の増大)の結果、社会的には専ら牧畜をこととする民族及び種族と、農業を専らとする民族及び種族の分業の発生したるこ

とと、これと同時的なる同一種族内部における分業の生成したることは注目される。これまで一般的ならず、偶然的に生じたる、^{(1)のイ}余剰のみに限定されたる交換は、この牧人種族の出現とともに規則的なるものとなり(氏族長を通じて牧人種族と他の種族とに間に行われる)、交換は更に生産力の一層の発展を促進する。このことは「人間労働力に

対して、その生計に必要なよりも大なる生産物を産出する能力を与えた。同時にそれは、氏族、世帯共同体または単一家族の成員の各々が分担すべき日々の労働量を増大させた。」⁽¹⁾ といいうる。今や新しき労働力が要請された。かように、一方、余剰労働の可能性と、他方、より多くの労働力に対する需要とは必然的に奴隷の出現をもたらしたのである。(奴隷は最初は戦争による俘虜であるが、後に私有財産の発展につれて負債の支払能力なき者もこれに転化した)。別言すれば、ここに労働生産性の緩慢ながらの向上——人身的労働力の社会的生産関係における重要性が表面化する。ここにおいてエンゲルスは曰く、「最初の大きな社会的分業はその労働生産性の向上、従って富の増大と、その生産領域の拡大につれて、与えられた歴史的な諸条件の下において必然的に奴隷制度を生んだ。最初の大きな社会的分業から、社会の二つの階級への最初の大なる分裂が生れた。すなわち主人と奴隷、搾取者と被搾取者。」⁽²⁾ かくてエンゲルスは牧人種族の出現という「最初の大きな社会的分

業」に奴隷所有の根拠を見出すのである。かくして生産手段の共産主義的所有体制の没落の萌芽が原始社会の社会構造の内部への従属形態において徐々に息吹き始める。

前述した様に、氏族間の交換は氏族内部における交換を発生せしめたが、かくて遅々たるながら発展したる生産力は共同的生产に代るに個別的生产を可能ならしめ、それとともに、氏族または種族の財産に属したる多くの生産手段は後述する様に個々の家族長の所有に移される。⁽³⁾ 農業共同体においては、共同的土地所有の他に既に私有財産の萌芽——共有地の他に生産手段の私有に基づく私的個人経営の出現、屋敷地、家屋、農具、家畜等の私有財産、生産物の各家族の私的所有——が包蔵されたのであって、この意味においてそれは、一方において多分に共産主義的生产関係を保持しつつも、他方において土地、生産用具の私有に対応する私有財産の発生をもたらし、それ自身二重的性格を有したわけである。⁽⁴⁾

(1)のイ 尚この点についてはカール・カウツキ(Kautsky)「資本論解説」、佐藤栄氏訳書 6～13頁参照。

(1)のロ及び(2) エンゲルス前掲書第9章、前掲訳書 198頁、「」内用語は訳文通り。

(3) ここに氏族制の最初の劃目を成したる家父長的家族が成立し、これまで食糧獲得を主業とするという、生産関係における女子の経済的地位にその決定的意義をもたらしたる原始社会における母権性(家族関係において女子の有したる優越的地位)はかくて消滅したのである(婦人労働は、それが主として家内労働に局限されたるが故に、生産用具の新規生産への移行に伴い、農耕、家畜飼養は男子労働として確立されるに及び、生産における重要性を失うに至るに由る)。土地が共有にして、その他の大多数の生産手段が家族的所有に属する農業共同体はかかる家父長的家族の集合である。尚この点についてはウェーバー前掲書、前掲黒正、青山兩氏訳書上巻 117頁、121～2頁参照。

(4) この点については尚、ローザ・ルクセンブルグ前掲書第3章第2節参照、前掲訳書 245頁以下。尚、共有より私有への過程については後述四の小文字の部分参照されたい。

四

時代はやがて未開第3期に達する。鉄製品の生産を初めとする物的生産手段の中断されることなき進歩、各種手工業の生産性の一層の増大、新しき多種なる食物の生産等——それらは一人の人間の担当すべきには余りにも多くの「仕事」の要求を意味する。「第二の大なる分業」即ち農業からの手工業の分離はここに行われる。従ってここに一方において、労働生産物の一部の直接的交換のための生産即ち商品生産が発生し、それは同時に個別的生产者の交換をば社会的生存要件にまで高めしめるに至るのである。(註(1)参照)。よつてまたそこに商業が発展し、偶然的交換の組織的交換

への移行に伴い、交換媒介物として貨幣の登場するを見る。然るに他方において、今や奴隷は従来の単なる補助的たるの地位より、社会組織をば構成する本質的部分へと上向する。今や「自由人と奴隷の差別と並んで、貧富の差別があらわれる。」——「新しい分業の発生とともに、社会の新たな階級分裂が起つたのである。」⁽¹⁾ 原始社会の胎内における分業の発展なるものは、氏族成員間の紐帯の消滅はおろか、早晩必然的に政治的経済的平等の内部よりの破壊を結果する契機を成したのである。かくてエンゲルスはいう。「個々の家長の財産に差別が生じたことは、まだ余命をつないで

いた古い共産的世帯共同体を到るところで破壊した。……耕地は差し当り一時的に、後には終局的に、個々の家族の利用のため譲り渡された。完全な私有財産への推移は漸次に、そして対偶婚の一夫一婦制への推移と平行して遂行された。個々の家族は、社会の経済的単位となりはじめた。」⁽²⁾
 「結局のところ、氏族制度は、何ら内部的対立を知らざる社会から生れたものであり、そしてかかる社会にのみ適したものであった。それは輿論以外には何らの強制手段を有しなかった。然るに、ここにその全経済的生存諸条件に強制されて、自由人と奴隷、搾取する富者と搾取される貧者とに分裂せざるをえなかった社会が発生した。……氏族制度は……分業とその結果たる社会の階級分裂によって破砕された。」⁽³⁾

「文明の戸口」に到達するに及び、商品や奴隷という富と並び、また貨幣財産と並び、今や従来財産の「題目」とされることなき土地所有なる富が出現する。——未開時代後期の終末にあたり、「土地享有法」において、国有と私有との二つの所有形態の傾向という大変化が発生し、ギリシヤにおいては、あるものは部族、胞族、氏族により夫々共有されたが、然し大部分の土地は個人的所有に帰していた。即ち、アテネ社会が氏族社会たりしソロン時代においては、「土地は一般に個人によって所有され、この個人は既にこれらを抵当とすることを知っていた。」し、ローマにありては、「ローマ部族はその確立当初から公有地、即ちローマ領地（Ager Romanus）を有っていたが、土地は宗教上の使用のためにキユリヤによって、氏族によって、また個別的に個人によって所有されていた。これらの社会的団体が死滅した後は、それらによって共有されていた土地は漸次私有財産となった」のであって、かくて「個人は漸次國民的地位の実体を獲得しつつあったのである。」よりてこれを見るに、モルガンによれば、これら数個の所有形態は、最古には部族の共有であり、次いで部族共有地は氏族間に分割され、各氏族はその部分を共有し、時の経過に従い、その個

人への割当が行われ、この割当は終に個別的個人所有に成熟したことを示すものであるとされるのである。

⁽⁴⁾ 他方において、牛羊等（家畜は典型的な貴重なる財産）動産は一般に、⁽⁵⁾ 尚家屋も、⁽⁶⁾ 夫々個人的所有権の対象となったといわれる。かくて、これら家屋、土地、家畜及び交換しうべき貨物の増大とその私有の実現に伴い、これらの相続問題、所有権は「後代の概念の方向において変更された」⁽⁷⁾ し、「家族の首長が財産蓄積の自然的中心となったことが見出されたとき、人類の新しい財産の生涯が開始された」⁽⁸⁾ が、この財産⁽⁹⁾ の出現とともに貴族は現われ、奴隷制も「財産の影響と権力が社会内に感ぜられはじめたとき」出現したといわれるのである。⁽¹⁰⁾

かくして、彼等にとりて一つの桎梏をなしたる分割地に対する氏族共同体の権利より、今や彼等は解放をうけると同時にやがて新しき土地財産よりの解放をもうけるに至る。土地が氏族共同体の所有に属する間に認められることなき、土地に対する完全な自由なる所有権への推移は、氏族、種族の優先権という桎梏の最終的な破砕において遂行されたが、このことは同時に彼等を結合せしめたる土地への絆をも断ち切りたることを意味するが、エンゲルスによれば、このことの「現実的意味」は、土地私有と同時に発明されたる貨幣により——土地が売却し、抵当になしうる商品となりたる時、即ち土地財産に抵当権が附着することにより「思い知らされた」とされる次第である。⁽¹¹⁾ 「完全な、自由な、売却しうる土地所有」と抵当権、商業の拡大、貨幣と高利貸と並行して現われる少数階級への富の集中と大衆の貧困化の増大、かくて新しき財産貴族による古き種族貴族の最終的追放は行われ、この財産による自由人の階級分裂と並行して奴隷数は飛躍的に増大するが、この「奴隷の強制労働」こそは——氏族社会そのものの内部に発展したる階級対立——その上に成立する新しき全社会——國家の基礎を形成するものである。⁽¹²⁾
⁽¹³⁾

(1) エンゲルス前掲書第9章、前掲訳書201頁、用語は訳文通り。この時期に発生したる商品の段階は、いわゆる単純商品生産及び単純商品交換と呼ばれるものであって、かかる発展段階はあらゆる歴史的社會構成に共通するものである、この点につき K. Marx, Das Kapital, I, 4, SS 177-178, 長谷部文雄氏訳書第一巻第2分冊 51-2頁及び21-7頁、カウツキー前掲書、前掲岩藤氏訳書13-7頁参照。

(2) 前註同所、用語は訳文通り。

(3) 前註同所、前掲訳書207-8頁、用語は訳文通り。氏族、家族共同体の發展乃至、崩壊過程に関しウエ

パーの論ずるところは、前掲書黒正、青山氏共訳書上巻123～135頁参照。

(4) 以上はモルガン前掲書第4編第2章による、前掲訳書下巻423～4頁、傍点は訳文、傍丸印は筆者、「」内用語は訳文通り。尚エンゲルス前掲書第9章参照、前掲訳書205頁。

(5) モルガン前註同所。

(6) モルガン前掲書第4編第1章、前掲訳書下巻418頁、尚次註参照。

(7) モルガン、註(4)と同所による、前掲訳書下巻426頁。

(8) 前註同所、前掲訳書下巻428頁。

(9) 「財産」に関してはモルガン前掲書序文、前掲訳書3頁、第4編第1章、前掲訳書401～4頁参照。

(10) モルガン前掲書第2編第13章、前掲訳書下巻108頁、尚註(4)と同所参照、前掲訳書下巻422頁、438頁。

(11) エンゲルス前掲書第9章、前掲訳書205頁、「」内用語は訳文通り。

(12) アテネの数字は、その全盛期において、全自由市民約9万人に対し36万5千人、成人男子の市民1名に対し少くとも18名の奴隷といわれ、コリントにありては、同じくその全盛期には46万、エギナは47万であって、いづれも自由市民数の二倍に達したといわれる(エンゲルス前掲書第5章、前掲訳書144頁、第9章、前掲訳書206頁)。

(13) エンゲルス前掲書第9章による、前掲訳書206頁。

五 (結 語)

何はともあれ人類の原始的段階に属する時代＝社会構成のことであり、我々の能力をもってしては、その質的特徴につき明確なる論断を下すことは困難なることもさることながら、それにしても、筆者の手許に現存するこの方面の文献の僅少なることと筆者自身の不勉強とのため、原始社会の質的特徴に関する検討が、それが前稿に断りたる如く、我々の主目的ならざるため、不十分なものにされたことは別とするも、全体が分析的というよりは、むしろ極めて粗漏且ついはば“過程的”に流れ墮したることをおそれる。然しまたそれは一方においては、「所有権の歴史性」のテーマに関しては、原始社会に関する限り、生産様式＝生産関係——労働力の社会的存在性格についての左程摘記すべきものを認知しえざるによるものでもある。さりながら、以上のいわば巨視的観察に止まることも不首尾に終ると考え、尙一応この時代の社会構造の質的規定性＝所有関係における労働力の存在性格の一端をば明らかならしめる必要も認められるが故に、左に本稿の簡單なる結論づけを行いたく思うわけである。——

総じていえば、原始社会においては、最初は一切の生産手段は共同体による共同所有であって、共同体としての家族＝氏族関係を中心とする、すべての生産体系と消費体系の共同的性格こそは、この時代の最大の特徴をなすという(尤もこの点に関し、見解の対立が存することは適所の〔註〕において指摘したところである)。氏族は正に当時のすべての社会関係の基本的拠点をなすという

べく、そこにおいては、各人〔＝直接生産者＝労働者〕は単なる個人としての存在にはあらずして氏族成員としての個人を認めうるにすぎぬ。別言すればこのことは、共同的生産・消費⁽¹⁾に向つての「成員」の分配——共同的諸関係＝「規制」への諸個人(実は後述の如く、生産の外的表現として現われるにすぎぬ)の服属として規定される。即ち——その場合先づ、個人＝直接生産者＝労働者(この場合、何れも生産の外的表現として現われる)は、次代に属する奴隷制社会乃至は封建制社会におけるそれが、労働諸条件と結合して現われ、或いは直接生産者＝労働者とその労働諸条件とが未分化のまゝ統一されて現われる、従つてまたそのとき労働諸条件が、いわばそれによりて直接生産者の自己の経済の維持或いは労働力再生産の自然的労働条件をなすとは異り、彼にはその労働実現の自然的対象従つて生産手段及び生活資料が与えられてあると見られえぬ。生産手段の経済的实现即ち諸個人の労働の実現は、基底的には共同体の行為であり〔＝それ自体直接に共同体による生産過程として存在する〕、生産の外的表現たる直接的労働過程も実は労働力内部の関係の一形式たるにすぎぬ。外的に現われる個別的労働過程を媒介するものは共同体の規制なのであり、換言すれば、現象形態としての直接的労働過程は質的範疇的(概念的)には、従つて法的にはいわば、統一への分配の形式の実践的形態たるを出でない。しかもかゝる「規制」は一応当時の生産力発展の段階に対応する諸関係を形成するものなので

ある。然りとはいえ、個別労働者の労働表現の素材的対象〔客体〕は、彼の未だ持分〔＝共同体の諸権利に從属する一の所有権〕の自然的客体たりえず、共同的所有には *Privatseigentum* は内在することなく、従って当然にその分出もありえない。さればかかる原始共產主義的共同の諸規定がそれを把握し、そのうちに浸透する、このような古代的共同体（乃至はアジヤ的共同体）は、ヨーロッパの封建社会における共同体が明白に直接生産者相互間の関係＝規定としての共同体として現われ、従って個別生産者＝直接労働者の一応の私有〔＝前記の持分の規定・形態〕を前提となすのとは本質的・質的差異を内包するものなのであって、ここにありては、共同体は直接生産者＝労働者の相互間の関係として現われることなく、共同体はいわばその組織的各個成員の統一として現われるものであり、従って生産の外的表現として現われる直接生産者＝個別労働者の自律的な私有の必然性は内在することはないのである。

ともあれ、かかる意味において、氏族的共同所有は、それが原始共產社会的生産様式＝生産関係を集約的に表現する限り、原始共產社会のいわば最高範疇たるものというべく、それは恰も、奴隷制社会の「奴隷所有」、封建社会における「封建的土地所有」、更には近代市民社会における「資本」に対照されうべきものである。かくて所有関係が共同体的関係としてある限り、従ってそこに私的所有の内在することもあることなく、また個別的労働の分解の実現を見ざる限り、所有関係としての生産関係において支配＝隷属関係＝階級関係は認められえぬのである。生産手段・所有権と労働者の関係の問題としては、生産手段の共同所有〔権〕と直接労働者の関係については、所有関係としての生産様式のかかるいわば閉鎖的形態にありては、上述の外、格別、規定すべきものを見ざる次第である。

前述の如く生産手段の共同的所有〔＝規制〕はこの時代の生産力の発展段階に対応するが、翻って思うに、再生産の極めて原初的低位にある当時の発展段階においては、生産力と生産関係とは未だその矛盾を相互に暴露することなく、従って両者は互いに区別されることなく、同一性を構成するかの様な状態が存在する

のであって、再生産の内容と形式とはその区別を暴露することはない。すべての人間の共同労働、仕事の同一性、よりて従ってまた各自の労働生産物を分配することなき共同消費の行われるところにおいては、当時の生産過程は生産力と生産関係とが矛盾することなき進行を見せたわけである。然るにその後生産力の発展の一定段階において分業が発生するや否や、生産様式は内的区別として、従ってまた生産過程は労働力内部の区別として現われる。即ち別個の集団が夫々別個の労働に従事し、労働生産物の交換が行われ、交換が生産関係の役割を演じ始める。然しこの段階の交換が単純商品交換の段階のものとして、労働力内部の区別の関係の一形式であり、生産の外的表現たるにすぎず、商品経済の形態における交換と異なる言をまたない。而して分業の一層の量的発達に伴い、交換の社会的役割は増大し、やがて共同体の剰余生産物——共同体の生産力により創造されたる労働生産物の分配が行われるに至るが、この場合依然としてその分配は共同体生産に從属し、それは生産様式を変化するに至らない。然るに更に労働生産性の発展とともに、旧き共同体は他の共同体の形態へ移行し、そこにおいては既に私有財産の要素が現われる。即ち生産力と生産関係との区別が歴史的過程において両者の矛盾に転化するとき、エンゲルスのいわゆる人類前史の端緒となるべき瞬間が始まる、而してこれは生産力が所有の対象となりたる時に起る。別言すれば生産力の一定の発展段階において、氏族関係の形態に従い、殊にその生産関係において占める地位の輕重に従いて、共同体内部における各人の支配の勢力についても、徐々に強弱の相異を生ぜしめるが、更に私有財産の傾向の増大につれ、階級の特権者の発生を見るに至り、氏族崩壊の兆漸く表面化する次第である。

所有関係の基底としての共有形態の規制する生産関係——それが原始社会という一定の発展段階における社会的過程の一定の具体的なる形態にすぎぬが、この形態はやがて非永久性を実証する。いうなれば、共同所有の生産関係によりてその発展を制約されたる生産力は、分業・交換の発展とともに、やがて旧来の生産関係と両立せざるどころとなり、ここに私有関係を発展せしめ、終に原始コンミュニズムをば解体せしめたるものといわねばならない。——氏族制はかくして崩

破し、奴隷制的社会構成が現われ、その基礎の上に国家が形成されるのである。

(1) 二の註(7)において紹介したる学者による、法または慣習に関する機能的研究の結果は、「未開人は原始共産制状態にあって個人の権利が認められない」という主張の修正が要求されようなることを参考迄に附言する(杉浦氏前掲書 28頁による)。

(2) この点については尚ローザ・ルクセンブルグ前掲書第3章第1節が参考となる(前掲訳書 207~8頁)。

本稿に関する主要参考文献

- (1) Lewis H. Morgan; Ancient Society——Researches in the Lines of Human Progress from Savagery through Barbarism to Civilization (1877), 山本三吾氏訳「モルガン, 古代社会」
- (2) Friedrich Engels; Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates, 水野不二夫氏訳「エンゲルス, 家族, 私有財産, 国家の起源」
- (3) ローザ・ルクセンブルグ「経済学入門」, 岩波文庫版, 佐野文夫氏訳
- (4) 永田広志氏著「唯物史観講話」
- (5) 桑玄龍氏著「社会経済史概論」
- (6) 杉浦健一氏著「未開社会における法」(法学理論篇 21 篇)
- (7) 黒正嶽, 青山秀夫氏共訳, 「マックス・ウェーバー, 一般社会経済史要論 上下」(Max Weber; Wirtschaftsgeschichte. Abriss der universalen Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, 1924)
- (8) 広島定吉, 直井武夫氏共訳, ツイミヤンスキー「弁証法的唯物論」
- (9) 井上智男氏著「ローマ経済史研究」
- (10) マルクス「資本論」第1巻第4章, 長谷部文雄氏訳第1巻第2分冊
- (11) 佐藤栄氏訳, カール・カウツキー(K. Kautsky)「資本論解説」
- (12) 高橋幸八郎氏著「市民革命の構造」
- (13) 昭和3. 6 平凡社版, 社会思想全集 第6巻所収, 堺利彦氏訳, マルクス「ゴーター綱領批判」

(昭和31年6月30日受理)